

## ～永久保存版！税務調査よもやま話①～

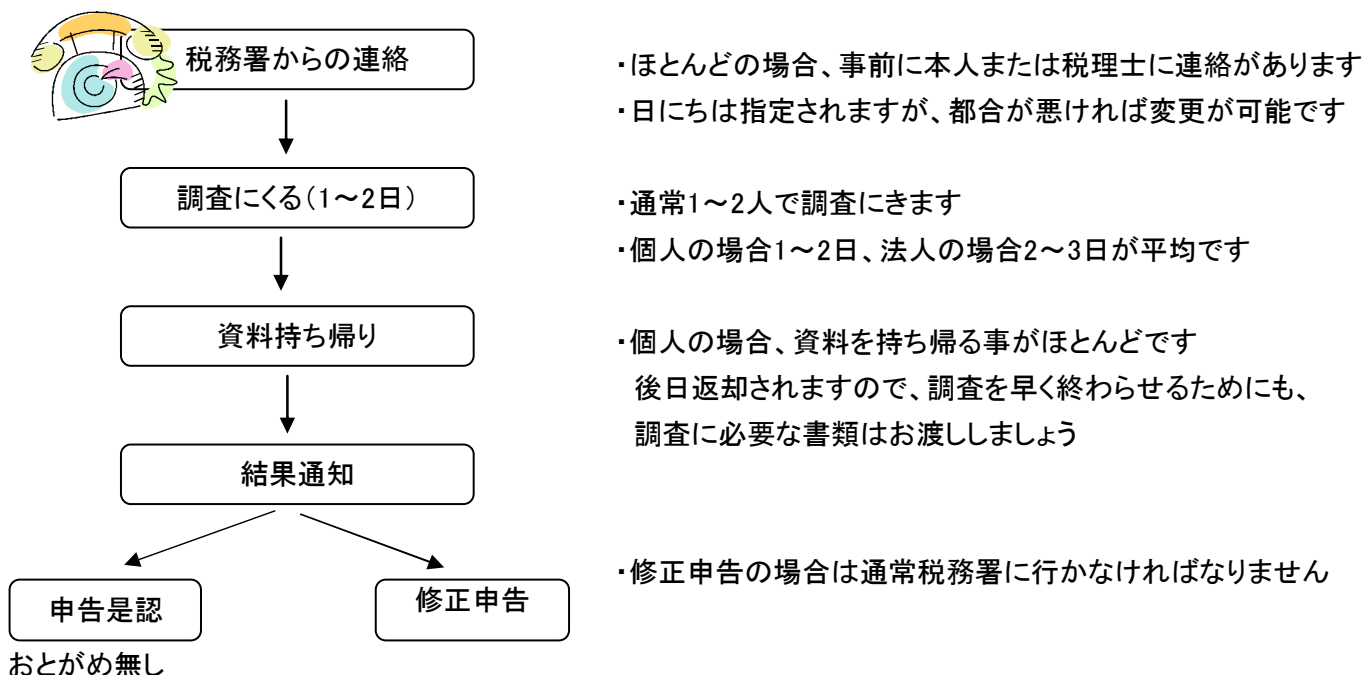
先日、商工会で税務調査についての講習会が行われました。事業を営む方であれば誰もが気になる事。今月号と次号の2回にわたり、その一部をご紹介します。

### 1. どういう会社に行くのか

よく「家を建てたら税務署が来る」と言われます。これは実際ある話です。法務局に登録された不動産の一覧は、毎年税務署の資料となります。赤字続きの事業所が家を建てれば、さすがに「怪しい」と思われるのです。きっかけは新築だけではありません。調査官もプロ！何かおかしいと感じたところには調査に行きます。ここでは、一般的な例をご紹介します。

調査に入るきっかけ	解説
異常な数値が出ている	ラーメン屋さんにはラーメン屋さんの、美容室には美容室の標準的な利益率などがあり、税務署はそれをすべてコンピューターで管理しています 業種的にあり得ない利益率(低すぎる)などが出ていたり、過大な在庫などがあればKSKシステム(国税総合管理システム)が探知し、目に留まるようになります
数値の変動が激しい	急激に損失が計上されたり、急激に売上が増加したとき
目立つ行動がある	自宅新築、高級車購入など、大きな買い物は資金の出処が疑われます
前回指摘を受けている	前回の調査で修正申告になった場合、その間違え方によっては次も来ます 悪質な場合は、次回もあると思ってください
疑われる業種である	パチンコ、バー・クラブ、飲食関係などは不正率の高い業種と言われています
申告に誤りがある場合	申告に悪意のない間違いがある場合、ついでに調査に来ることがあります
消費税の還付があった場合	実際に還付しているところの半数以上に誤りがあるようで、還付の原因となる事実関係については十分な審査があり、還付原因が不明な場合には、調査に来ることがあります
数年にわたってほとんど利益が出ていない	どうやって生活しているの？と思われるます 売上をごまかしたり、他の収入があるのではないかと疑われます

### 2. 税務調査の流れ



### 3. ご自身にしかできません！申告書をチェックしましょう


申告の際にもう一度ご自身の所得について考えてみましょう。

「うちは税理士にまかせてあるから」と思われる方も多いでしょうが、このチェックは生活費のチェックです。事業を営んでいるご本人にしかできません。

普通に生活をしていれば、申告には出てこない支出がたくさんあります。それを払っているということは、それだけ収入があったということです。今一度、矛盾がないか確認をおこないましょう。

支 出	交遊費	←収入と支出は最低でも一緒じゃないとおかしいんです	?
	子どもの学費		新規借入
	生活費		定期預金解約
	住宅ローン家賃		収入
	融資元金		所得

あれ??合わない  
売上の計上を忘れてないかな...



\* 次号は「調査の準備と心構え」や、「日常の処理で注意しておくこと」について、ご説明致します。

## <10月> 税務相談日のお知らせ

開催日 平成24年10月15日(月)

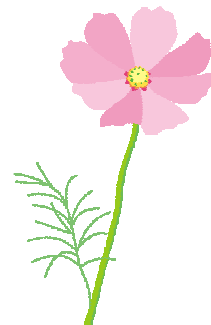
玄海支所(宗像市江口1177-1)

時間: 午後1時~午後4時まで  
一件30分の目安です

税理士 : 高木 賢太郎 先生

費用 : 無 料

当日は予約制となっております。  
あらかじめお電話にてご予約ください。



### ...今後の税務相談日予定...

11月7日(水) 宗像本所  
11月19日(月) 玄海支所  
12月5日(水) 宗像本所  
12月11日(火) 大島行政センター  
12月21日(金) 玄海支所

宗像市商工会  
担当 緒方 入江 志水  
TEL 0940-36-2268  
FAX 0940-36-7822

### ~申告前のご相談はお早めに~

1~3月は税理士の先生による税務相談はありません。  
また商工会での申告をご検討されていて、まだ税務相談会員のお申込がお済みでない方は、お早めにご相談下さい。1月以降のお申込は、ご希望に添えない場合がございます。